



平成 19 年 6 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 加ト吉
代表者名 取締役社長 金森哲治
(コード番号: 2873 東証第一部・大証第一部)
問合わせ先
責任者役職名 取締役専務執行役員
管理統括本部長
氏 名 島 田 稔
TEL (0875) 56-1141

大阪証券取引所による当社株式の監理ポスト割当解除及び「改善報告書」の提出請求に関するお知らせ

当社は、大阪証券取引所において、平成 19 年 5 月 30 日より監理ポストに割り当てられておりましたが、本日同取引所の発表にありますとおり、下記事由により、平成 19 年 6 月 28 日付で、同措置が解除されることとなりましたので、謹んでご報告申し上げます。

これまで、株主の皆様をはじめ関係各位には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

また、下記の事由にて、「改善報告書」の提出を求められましたので、お知らせいたします。

当社は、大阪証券取引所からの当該報告書の請求に対し、真摯に回答していく所存であります。

記

1. 大阪証券取引所による監理ポスト割当て解除事由

株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 11 号 a (上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認めた場合) に該当しないこととなったため。

2. 大阪証券取引所による「改善報告書」の徴求事由

(株)加ト吉(市場第一部, コード 2873)は、同社及び同社連結子会社において行なわれた不適切な取引行為により、平成 14 年 3 月期から平成 19 年 3 月期中間における不適切な会計処理が判明したため、重要な決算情報の訂正を行いました。

このことは、同社の極端な営業重視主義による管理部門への資源配分が充分でなか

った等、同社の内部管理体制等に起因するものであると認められます。

つきましては、同社は会社情報の開示を適時・適切に行う体制等について改善の必要性が高いと認められることから、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、同社に改善報告書を平成19年7月11日(水)までに提出するよう求めましたので、お知らせいたします。

以上